

## お知らせ

### 改修した住宅の 固定資産税を減額

資産税課

☎229-3132 📠229-3331

次の改修が行われた住宅は、工事完了から3カ月以内に申告すると固定資産税が減額されます。ただし、賃貸住宅は除きます。

**減額期間** 工事完了年の翌年度1年間

#### ◆バリアフリー改修

##### 減額要件

- 平成19年1月1日以前から所在する住宅で、平成28年3月31日までの間にバリアフリー改修工事が完了していること
- 補助金等を除く自己負担が50万円超(平成25年3月31日までに契約した工事については30万円以上)の工事
- 65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが居住していること

**工事内容** 通路・出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の

滑り止め化など

**減額税額** 居住部分1戸当たり100㎡までの部分の固定資産税額の3分の1

#### ◆省エネ改修

##### 減額要件

- 平成20年1月1日以前から所在する住宅で、平成28年3月31日までの間に現行の省エネ基準に適合する工事が完了していること
- 工事費用が50万円超(平成25年3月31日までに契約した場合は工事費用が30万円以上)の工事

##### 工事内容

- 窓の断熱改修工事
- 窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事

**減額税額** 居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の1

耐震改修工事については広報津7月16日号をご覧ください。

### 住宅・土地統計調査を実施

総務課

☎229-3112 📠229-3255

10月1日、全国で住宅・土地統計調査が行われます。豊かな

住生活を実現するための大切な調査です。

調査の対象になる世帯には、9月下旬ごろ、調査員が訪問して調査票を配付しますので、回答してください。

### 納付はお済みですか 後期高齢者医療保険料

保険医療助成課

☎229-3285 📠229-5001

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人に保険料が賦課され、毎年7月中旬に保険料の通知書・納付書を送付しています。

#### 送付されたもの

- 納付書で納付する人…通知書と納付書を一緒につづったもの
- 年金天引きされる人、口座振替の人…通知書のみ

また、年度の途中で納付方法が変わる場合があります。7月から9月まで3期分だけ納付書が付いたり、10月から年金天引きができなくなって9月納期分から納付書が付いたりする場合がありますので、納め忘れないよう注意してください。

#### 問い合わせ

賦課内容について ☎229-3285

納付相談について ☎229-3161

## 事業主の 皆さんへ

### ご存知ですか？ 申告に便利なeLTAX(エルタックス)

津市では、インターネットを利用して地方税の申告や申請ができる、「eLTAX(エルタックス)」を導入しています。

#### eLTAXとは

地方税の申告等の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムで、次のようなメリットがあります。

- eLTAXを利用している複数の地方公共団体への申告が一度に送信できます。 ※県

内全ての市町がeLTAXに対応

- eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトや、eLTAX対応フリーソフト「PCdesk」を使っ

て送信できます。

- 特別徴収税額通知(当初分)を電子送信するサービスが受けられます。

税目	申請・届出・申告	担当課
個人市民税・県民税	給与支払報告書と総括表※、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書特別徴収関係手続き など	市民税課市民税担当 ☎229-3130 📠229-3331
法人市民税	中間申告、確定申告、修正申告、法人設立、設置届、異動届 など	市民税課諸税担当 ☎229-3129 📠229-3331
固定資産税(償却資産)	全資産申告、増加資産/減少資産申告	資産税課家屋担当 ☎229-3132 📠229-3331

※来年1月1日以降に提出する給与支払報告書または公的年金等支払報告書は、基準年(前々年)の給与または公的年金等の源泉徴収票を税務署へ提出する枚数が1,000枚以上のとき、eLTAXや光ディスクなどによる提出が義務化されます。